

私たちは農地中間管理事業を活用しました!

出し手の声

公的機関の機構を通じて新しい地域の受け手の方に農地を預かってもらい安心です。

開成町金井島
瀬戸節子さん

瀬戸さんのお宅では、これまでも所有されている農地の耕作を地域の方をお願いしてきましたが、その方が高齢になって農地が返却されることになり、困って町に相談したところ、農地中間管理事業を紹介され、現在、娘さん名義の農地も含め約0.3haを機構を通じて貸し出しています。

瀬戸さんは、「農地が返却されても自分では耕作ができないし、また自分で新しい借り手を探すのも難しく大変で困っていたが、町に相談したことで、公的機関の機構を通じて農地を貸し出すことができたので、本当に安心して良かった」と話されていました。

受け手の声

機構を通じた農地の借入により、安心して農業経営の規模拡大が進められます。

(株)旬活工房 代表取締役
亀井俊正さん

亀井さん達7名は、平成26年3月に農地所有適格法人「(株)旬活工房」を立ち上げ、現在、地元伊勢原市のほか隣接する地区の後継者不足に悩む農地約2.2haを機構を通じて借り入れ、規模拡大とこだわりの「旬活米」づくりによる水田農業経営の安定化に積極的に取り組んでいます。

代表者の亀井さんは、「経営の安定化には規模拡大が不可欠だが、公的機関の機構を通じて農地を借りることで、借入先が機構に一本化されて契約等の手続きが楽になり、また安心して農業経営に打ち込める」と話されていました。

よくある質問



Q どんな農地でも借りてもらえますか?

A 機構が借りられるのは農業振興地域内の農地に限ります。また、遊休農地で著しく利用が困難な農地や貸し出せる可能性が著しく低い農地などは借りることができません。

Q 誰でも農地を貸してもらえますか?

A 機構が行う借受希望者の募集に応募した方に限ります。なお、新規参入の場合は、市町村ごとに研修期間などの要件がありますので、要件をクリアしていただいてから農地を貸し出すことになります。

Q 貸した農地を契約途中で返してもらえますか?

A 出し手・機構・受け手の間で合意解約ができれば、契約中でも農地を返還できます。その際、出し手と受け手の調整は機構が行います。ただし、協力金が交付されている場合は返還になることがありますので、注意が必要です。

Q 農地の賃料はどうやって決めるのですか?また、使用貸借や物納は可能ですか?

A 賃料は農業委員会が情報提供する賃料水準を基本とし、出し手・受け手の意向等を踏まえて決定します。使用貸借や物納も可能です。

Q 農地を貸すのではなく売りたい場合はどうすればいいですか?

A 機構は農地の売り買いも行っています。お気軽にご相談ください。

農地中間管理機構が 農地の貸し借りを お手伝いします!

高齢で農作業ができない…
農業後継者がいない…
田んぼだけ誰かに任せたい…

農地を貸したい方(出し手)

借受け

農地中間管理機構(神奈川県農業公社)

- ① 農地の借受け
- ② 受け手がまとめて利用できるよう配慮して貸出し
- ③ 貸し出すまでの間、農地を管理
- ④ 貸出し先が確実な場合、簡易な基盤整備を実施

機構は知事が指定した公的機関です。大切な農地を安心して預けてください!

貸出し

農地を借りたい方(受け手)

経営規模を拡大したい!
まとまった農地を借りたい!
新規に農業に取り組みたい!

お問い合わせ先

【農地中間管理機構】公益社団法人 神奈川県農業公社

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階

TEL 045-651-1703

FAX 045-651-1760

E-mail jimukyoku@k-nk.or.jp



農地を貸したい人(出し手)の

メリット



信頼できる公的機関だから任せて安心!

- ① 賃料は、機構から確実に振り込まれます。
- ② 貸出期間満了後は、確実に出し手に農地が戻ります(更新も可能)。
- ③ お借りした農地は、機構が責任を持って維持管理して受け手を探します。
- ④ 農地の相続のときに、誰に貸していたか分からなくなることがありません。

機構集積協力金がもらえる!

経営転換・リタイア・農地を相続したが農業を継がない方や農地の集積にご協力いただいた方、機構にまとめた農地を貸し出した地域に対して、市町村から協力金が交付されます(一定の要件があります)。

固定資産税が軽減される!

- ① 所有する全ての農地を、まとめて機構に15年以上貸し出した場合は5年間、10年以上貸し出した場合は3年間、固定資産税が2分の1に軽減されます(28年度以降に機構に貸し出した農地が対象。翌年度の固定資産税から軽減されます)。
- ② 固定資産税の課税強化の対象となる農地を機構に貸し出す意思を表明すれば、課税強化されません。

農地を貸したい場合

1 機構又は市町村の窓口で相談のうえ、「貸付希望申出書」を機構に提出してください。

2 機構が農地の状況(現状、面積、権利関係、希望賃料など)を確認し、借受けを決定します。

3 機構は、借り受けた農地について、所有者や市町村の意向を踏まえて貸出先を決定します。

4 贈与税・相続税の納税猶予を受けている農地は、当該農地を機構に貸し出しても納税猶予は継続されます(ただし、機構に貸し出した日から2か月以内に税務署への届出が必要)。



農地を借りたい人(受け手)の

メリット



安心・便利!農業経営に集中できます。

- ① 機構が農地をとりまとめて貸し出すため、農作業の効率化が期待できます。
- ② 長期間(10年程度)農地を借りられるため、経営が安定します。
- ③ 出し手が複数でも、賃料の支払先は機構1か所なのでとても便利です。
- ④ 出し手との交渉や書類の作成など、手間がかかることは機構が行います。

基盤整備した農地が借りられる!

農地の基盤整備を希望する場合は、簡易な基盤整備を実施した農地を借りられます(一定の要件があります)。

国の各種制度が活用できる!

機構から農地を借りた方は、金融支援(スーパーL資金の金利負担軽減措置)や農業用機械等の導入支援(経営体育成支援事業)や青年就農給付金(経営開始型)などの国の支援が受けられます(一定の要件があります)。

農地を借りたい場合

1 機構が行う「借受希望者の募集」に応募してください。

2 貸出期間や賃料などの諸条件を調整のうえ、借受希望内容に適合する農地について、貸出しに向けた協議を行い、貸出しを決定します。

3 農地を借り受けた方は、毎年、機構へ農地の利用状況を報告してください。

4 貸出しにあたっては、農地の適正な利用と周辺地域との協調がなされない場合は賃借権等は解除となる解除条件付きになります。